

ひまわりバスの運行事業者選定について

平成31年4月のひまわりバス路線再編に伴い、運行事業者について次のとおり選定する。

1 事業名

豊明市コミュニティバス運行事業

2 選定における基本的な考え方

国が示す「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」において、市町村等がコミュニティバスの運行を委託する場合の運行主体の選定については、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力の観点等から総合的に評価することが重要であるとしている。

よって、運行事業者からの企画提案等を総合的に評価し、運行事業者を選定するものとする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 選定概要

道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し、本事業を確実に実施できると認められる者を選定する。

5 選考方法

豊明市コミュニティバス運行事業者選定委員会を設置し、別に定める選定基準によって評価点数の合計が最高得点となった事業者を市との優先交渉権者とする。

【選定委員会構成】

学識経験者を有する者

公募等により選出された市民及び利用者 3名

行政経営部長

6 主な提案項目

- (1) 運行管理や車両整備体制等を含めた安全確保方策に関する事
- (2) 行政との連携施策や利用者の利便性確保など利用促進方策に関する事

7 主な評価項目

- (1) 安定した公共交通サービス提供の可能性などを含めた事業者に関する評価
- (2) 適切な運行計画や事故処理等路線運行に関する評価
- (3) 運行経費見積額に関する評価

8 スケジュール

- 10月上旬 公募開始
- 10月下旬 参加意思確認書、企画提案書等の提出
- 11月上旬 審査会
- 11月中旬 優先交渉権者決定